

一般社団法人 高崎市医師会定款

一般社団法人 高崎市医師会
令和2年 6月

一般社団法人高崎市医師会 定款

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 目的及び事業
- 第 3 章 会員
- 第 4 章 総会
- 第 5 章 役員
- 第 6 章 理事会
- 第 7 章 裁定委員会
- 第 8 章 委員会
- 第 9 章 団体契約及び意見表明
- 第 10 章 資産及び会計
- 第 11 章 参与
- 第 12 章 事務局
- 第 13 章 定款の変更及び解散
- 第 14 章 公告の方法
- 第 15 章 雑則
- 附 則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人高崎市医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の普及向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 医学教育の向上に関する事業
- (3) 医師の生涯研修に関する事業
- (4) 医療の普及充実にに関する事業
- (5) 地域社会の保健活動及び医療活動に関する事業
- (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事業
- (7) 准看護師、看護師及び助産師の養成に関する事業
- (8) 医事法規の整備に関する事業
- (9) 医療施設の整備に関する事業
- (10) 医業経営の改善に関する事業
- (11) 会員の相互扶助に関する事業
- (12) 会員の福利厚生に関する事業
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、高崎市を区域とし、その区域内において医療に従事する医師又は住所を有する医師をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

（入会、異動及び退会）

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会金を添えて申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 会員は、入会の際届け出た事項に異動を生じたときは、理事会において定める所定の届け出をしなければならない。

3 本会を退会しようとする者は、理事会において定める所定の届け出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

4 会員は、同時に群馬県医師会及び日本医師会会員になることができる。

5 本会を除名された後に、再入会しようとする者があったときは、裁定委員会の審議裁定を経て、理事会がその再入会を承認することができる。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 本会の入会金、会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、別に定める。但し、特別の事情がある者に対しては、理事会の決議を経てその額を免除することができる。

（会員の本務）

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

（表彰）

第10条 本会のために功労のあった者に対しては、表彰することができる。

（会員の制裁）

第11条 本会の定款若しくは決議に違反した者、又は会員としての名誉を著しく毀損した者に対して、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。

2 前項の規定による除名処分は、総会で承認を受けなければならない。

（会員資格の喪失）

第12条 第7条第3項及び前条第1項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

（2）総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡したとき。

(4) 医師法（昭和23年法律第201号）に基づく医師免許を失ったとき。

（抛出金品の不返還）

第13条 本会の会員である身分を失った者が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

（構成）

第14条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（権限）

第15条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(2) 会長、副会長及びその他業務執行理事の選定及び解職

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 定款の変更

(6) 会員の除名

(7) 解散及び残余財産の処分に関する事項

(8) 理事会が付託した事項

(9) 群馬県医師会代議員及び予備代議員の選出

(10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

(1) 第52条第2項に定める事業計画、収支予算等

(2) 第53条第2項に定める事業報告

(3) その他必要な会務報告

（開催）

第16条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 総会は、毎年6月に1回定時総会を開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招集）

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て、会長が招

集する。

- 2 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他の法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに会員に対して発しなければならない。
- 3 会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって臨時総会招集の請求があったときは、会長は30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長及び副議長の選定)

第18条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選定する。
- 3 議長及び副議長の任期は、第30条第1項(役員任期)の規定を準用する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

第21条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、副議長及び会長並びにその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名捺印をする。

(総会運営規則)

第24条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の決議を経て、別に定める。

第5章 役員

(役員)

第25条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、17名以内を業務執行理事とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員等の選任及び解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任及び解任する。

2 会長、副会長及びその他の業務執行理事を選定及び解職する場合は、総会の決議による。

(役員の新補欠の選任)

第27条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、速やかに補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の職務)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 業務執行理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が遅滞なく理事会を招集し、会長選定の手続きをしなければならない。

(監事の職務)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して業務の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、理事会で意見を述べなければならない。

(役員等の任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員等の親族等割合の制限)

第31条 各理事のうち、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員等の報酬)

第32条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の責任免除)

第33条 理事及び監事は、その任務を怠ったことによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての会員の同意がなければ免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事

(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第34条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期による。

4 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じ参考意見を述べること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第6章 理事会

(理事会)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

理事会の決議は、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会業務の執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

3 理事が、理事会の決議を要する事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

(理事会への報告の省略)

第37条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

(理事会への出席発言)

第38条 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名捺印しなければならない。

第7章 裁定委員会

(裁定委員会)

第40条 本会に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、7名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第41条 裁定委員は、本会の会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第42条 裁定委員の任期は、第30条第1項(役員任期)の規定を準用する。

2 任期満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第43条 裁定委員は、本会の役員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第44条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その裁定を行う。

- (1) 第7条第5項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第11条第1項(会員の制裁)に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければな

らない。

(紛争に関する調停)

第45条 裁定委員会は、会員相互その他の紛争に関する事項について審議し、その調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第46条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第47条 会長は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第48条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第49条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第10章 資産及び会計

(本会の会計)

第50条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入をもって充当する。

(事業年度)

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第52条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号については、定時総会にその内容を報告し、第3号、第4号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第54条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理)

第55条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規定等)

第56条 会計に関して必要な事項は別に定める。

第11章 参与

(参与)

第57条 本会に、理事会の議決を経て、5名以下の参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。
- 3 参与は、会長が委嘱し、その任期は、会長の任期による。

第12章 事務局

(事務局)

第58条 本会に事務局を置く。

- 2 本会に、理事会の決議を経て、事務長を置く。
- 3 本会の職制並びに職員の任免、給与及び服務に関して必要な事項は、別に定める規程による。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第60条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第61条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第62条 本会の公告は、電子公告とする。

第15章 雑則

(定款施行細則)

第63条 定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に細則で定める。

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(役員に関する措置)

2 この法人の最初の会長は、有賀長規、副会長は吉川守也及び安部純とする。

3 この法人の業務執行理事は、副会長吉川守也及び安部純、理事真木武志、同高木高臣、同岡本克実、同森田英樹、同江原弘佳、同水内整、同森弘文、同萩原修、同新井英夫、同田村仁とする。

(議長及び副議長に関する措置)

- 4 この定款施行の際、現に議長及び副議長の職に在る者は、変更後の定款の規定に基づき、総会において、それぞれ選任されたものとみなす。

(裁定委員に関する措置)

- 5 この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、変更後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。但し、その任期は、新たに選任された者が就任するまでとする。

(顧問に関する措置)

- 6 この定款施行の際、現に顧問の職に在る者は、変更後の定款の規定に基づき、会長が顧問に委嘱したものとみなす。但し、その任期は、会長の任期によるものとする。

(職員に関する措置)

- 7 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、変更後の定款の規定に基づき、事務職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する措置)

- 8 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

- 9 この定款の変更は、令和2年6月26日から施行する。